

法人の市民税は、対馬市内に事務所や事業所などを有する法人や人格のない社団などに課税される税金です。個人の市県民税と同様に均等割と、国税である法人税の額に応じて負担する法人税割とがあります。



納税義務者

法人の種類	納める税の種類
対馬市内に事務所や事業所がある法人	均等割と法人税割
対馬市内に寮・保養所などがあり、事務所や事業所がない法人	均等割のみ
対馬市内に事務所や事業所などがある、公共・公益法人など、または法人でない社団などで、収益事業を営んでいないもの	均等割のみ

税額の算出方法

均等割 均等割額 = 年間税額 × 事務所・事業所などを有していた月数 ÷ 12

資本金の金額	年間税額	
	市内の従業員数が50人超	市内の従業員数が50人以下
50億円超	3,600,000円	492,000円
10億円超～50億円以下	2,100,000円	492,000円
1億円超～10億円以下	480,000円	192,000円
1,000万円超～1億円以下	180,000円	156,000円
1,000万円以下	144,000円	60,000円

法人税割 法人税割額 = 課税標準となる法人税額 × 14.7%

2以上の市町村に事務所等をもつ法人については、法人税額を従業者数で均分して計算します。

申告と納税

中間申告（予定申告）

[申告・納付期限] 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 [納付税額] 均等割額(年額)の半額と前事業年度の法人税割額の半額の合計額

仮決算による中間申告

均等割額(年額)の半額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額

確定申告

[申告・納付期限] 事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内

[納付税額] 均等割額と法人税割額との合計額(ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた額)

均等割申告

[申告・納付期限] 前年4月から3月までを均等割額の算定期間とし、4月30日までに申告・納付

[納付税額] 均等割額

収益事業を営んでいない公共・公益法人など、または法人でない社団などで、均等割のみ課されるものが対象です(これらの法人などには均等割が減免される制度があります)。

設立・異動の届け出

設立届

市内において法人などが設立または事務所や事業所などの設置を行った場合は、設立届を提出してください。

異動届

法人などが、事業年度、名称、所在地、代表者、組織、資本などの金額などの変更を行った場合、または事務所や事業所などの解散、休業、廃止などを行った場合は、異動届を提出してください。

市税は納期内に納めましょう。便利な口座振替をご利用ください。

事業者の皆さんへ 大切なお知らせです

課税売上高が1,000万円を超えたら消費税の課税事業者！
記帳や書類の保存がとても大切です！

消費税の事業者免税点が
1,000万円に引き下げられています

↓
どうということ？

例えば

平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人の方は
平成17年分消費税の課税事業者となります

↓
該当の方は

速やかに「課税事業者届出書」を提出してください
(簡易課税制度を選択される方は、「簡易課税制度選択届出書」の提出(平成17年に新たに課税事業者となる方の提出期限は平成17年12月31日です。)もお忘れなく！)

↓
17年1月から

重要

日々の記帳や書類の保存が必要です

(例えば、簡易課税制度を選択されていない方は、帳簿と請求書等の保存がないと、仕入れや経費の支払いの際の消費税分を控除することができません。)

↓
18年3月までに

適正な記帳等に基づく消費税の申告と納税

(振替納税のご利用や納税資金の積立てによる期限内納付をお願いします。)

申告は先でも、
今から準備が必要です

記帳のしかたや消費税の仕組み等についてお分かりにならない点がありましたら、お気軽に蔵原税務署までご相談ください。

電話 0920-52-0645

福岡国税局ホームページ <http://www.fukuoka.nta.go.jp>

17年1月から『自動車リサイクル法』が始まります。

来年1月から、自動車リサイクル法が実施され、車を持っている方はリサイクル料金の支払いが必要になります。

リサイクル料金は(財)自動車リサイクル促進センターが管理して、車の解体・破砕後に残るシュレッダーダスト、エアコン冷媒のフロン、エアバッグなどのリサイクルや処理に使用されます。

料金は、新車は購入時に販売業者へ、今お持ちの車は1月以降の車検時に陸運支局や整備業者へ、廃車する場合は登録引取業者へ支払うことになります。

料金は車種ごとにメーカーが決めていますが、軽自動車で5,000円から10,000円程度、小型車で6,000円から15,000円程度です。ただし、同車種でもエアコン、エアバッグの有無で料金が異なります。

詳しくは、自動車リサイクル促進センターのホームページ <http://www.jarc.or.jp>

またはコールセンター 03-5673-7396(平日9:00~17:00まで)

(リサイクル料金の詳細については、各メーカーのホームページをご覧ください。)



ゴミ(廃棄物)の不法投棄・焼却(野焼き)は禁じられています

ゴミをどこにでも捨てることや、ドラム缶や家庭用の焼却炉などで焼くと法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で罰せられます。

一般家庭のゴミは、種類ごとに分別をして収集日に出すか、対馬クリーンセンターに持ち込むなどして適正な処理をお願いします。また、事業者のゴミ(産業廃棄物)は処理業者に委託などして処理願います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【罰則規定】

第25条 第16条(投棄禁止)の規定に違反して廃棄物を捨てた者・・・(中略)

・・・5年以下の懲役若しくは一千万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第26条 第16条の2(焼却禁止)の規定に違反して廃棄物を焼却した者・・・(中略)

・・・3年以下の懲役若しくは3百万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

【問合せ先】家庭ゴミの処理については、

対馬市役所市民課(53-6111)または各支所住民生活課まで

事業系のゴミ(産業廃棄物)の処理については、

対馬保健所衛生環境課(52-0166)

戸籍からのお知らせ

これまで父母が未婚の子どもは、父母との続柄は「男」・「女」としか戸籍には記載されていませんでしたが、平成16年11月1日から出生届で「長男(二男)」・「長女(二女)」と記載できるようになりました。

戸籍の続柄欄を改めたい方は、本籍地の市町村役場に申し出をお願いします。申し出により続柄欄の記載を改めることができます。

詳しくは、対馬市役所市民課(TEL0920 53 6111)、

長崎地方法務局対馬支局(TEL0920 52 6463)までお尋ねください。